

## (特殊建築物等の定期報告)

**第 28 条** 法第 12 条第 1 項の規定により市長が指定する建築物は、別表第 5 に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が同表の床面積の合計の欄に掲げる面積を超えるものとする。

2 省令第 5 条第 1 項の規定により市長が定める時期は、別表第 5 に掲げる用途の区分に応じ、同表の報告の時期の欄に掲げるところによる。ただし、一の敷地内に同一の用途に供する複数の建築物がある場合において、当該建築物に関する報告をする際に、次回以降の報告の時期について、同表に掲げる報告の時期と異なる報告の時期(当該報告の周期が 6 月以上 3 年以内となるものに限る。)を定め、当該報告の時期に係る計画書を提出し、かつ、市長が適当と認めるときは、当該計画書に定める時期とする。

3 省令第 5 条第 4 項の規定により市長が定める書類は、別表第 6 に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。

4 法第 12 条第 1 項に規定する調査は、同項の規定による報告の日前 3 月以内に行われたものでなければならない。

## (建築設備等の定期報告)

**第 29 条** 法第 12 条第 3 項(法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により市長が指定する建築設備及び工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 令第 146 条第 1 項第 1 号に掲げる建築設備(エレベーターにあつては、1 戸建ての住宅又は長屋(他の用途と併せたものを含む。)に設けられたもの及び労働安全衛生法施行令第 12 条第 6 号に規定するものを除く。)

(2) 法第 28 条第 2 項ただし書若しくは第 3 項に規定する換気設備(自然換気設備を除く。)で風道を有するもの又は法第 35 条に規定する排煙設備(排煙機を有するものに限る。)若しくは非常用の照明装置であつて、別表第 7 の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計を超えるものに設けるもの

(3) 令第 138 条第 2 項第 1 号に掲げる昇降機

(4) 令第 138 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する遊戯施設

2 省令第 6 条第 1 項の規定により市長が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

(1) 前項第1号に掲げる建築設備及び同項第3号に掲げる工作物 毎年の法第87条の2及び第88条第1項において準用する法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日が属する月(当該検査済証の交付を受けていないときは、市長が指定する月)の応当月の末日

(2) 前項第2号に掲げる建築設備 11月末日(省令第6条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる時期)

ア 当該建築設備の設置後初めて報告する場合 当該建築設備について、法第7条第5項又は第7条の2第5項(それぞれ法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日から起算して4年を経過する日までの期間内の11月末日(当該検査済証の交付の直後の11月末日を除く。)のいずれか

イ その他の場合 前回の報告をした日が属する年の12月1日から起算して3年を経過する日までの期間内の11月末日のいずれか

(3) 前項第4号に掲げる工作物 2月末日

3 省令第6条第4項の規定により市長が定める書類は、別表第8に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。

4 法第12条第3項に規定する検査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行われたものでなければならない。

#### (特殊建築物等の除却等の届出)

**第30条** 第28条第1項に規定する市長が指定する建築物の所有者(所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理者。以下この条において同じ。)は、当該建築物を除却し、その用途を変更し、又はその使用を中止し、若しくは再開するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。前条第1項第1号に掲げる建築設備又は同項第3号若しくは第4号に掲げる工作物の所有者が、当該建築設備又は工作物を廃止し、又はその運行を1月以上休止し、若しくは再開するときも、同様とする。

別表第5（第28条関係）

用 途	床面積の合計	報 告 の 時 期
劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場(屋外に客席を有するものを除く。), 公会堂又は集会場	500平方メートル	平成26年から3年目ごとの年の11月末日
病院又は診療所(患者を入院させるための施設があるものに限る。)	500平方メートル	平成27年から3年目ごとの年の11月末日
ホテル又は旅館	500平方メートル	平成25年から3年目ごとの年の11月末日
下宿, 共同住宅又は寄宿舍(昭和56年5月31日以前に工事に着手したものに限る。)	1,000平方メートル	平成26年から3年目ごとの年の11月末日
令第19条第1項に規定する児童福祉施設等	500平方メートル	平成26年から3年目ごとの年の11月末日
学校, 体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場	1,000平方メートル	平成25年から3年目ごとの年の11月末日
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗(卸売業を営む店舗を除く。 )又は展示場	500平方メートル	平成26年から3年目ごとの年の11月末日
キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 待合, 料理店又は飲食店	500平方メートル	平成25年から3年目ごとの年の11月末日
自動車車庫, 自動車修理工場, 映画スタジオ又はテレビスタジオ	1,000平方メートル	平成27年から3年目ごとの年の11月末日
事務所その他これに類する用途(当該用途に供する建築物の階数が5以上である場合に限る。)	1,000平方メートル	平成27年から3年目ごとの年の11月末日
前各項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの	1,500平方メートル	平成27年から3年目ごとの年の11月末日

別表第6（第28条関係）

図 書	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途 (4) 敷地が接する道路の位置，幅員及び種類 (5) 敷地が道路に接する部分及びその長さ
各階平面図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取り及び各室の用途 (3) 開口部及び防火設備の位置 (4) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造 (5) 防火区画及び隔壁の位置 (6) 非常口，非常用進入口及び避難施設の位置

別表第7（第29条関係）

用 途	床 面 積 の 合 計
別表第5に掲げる用途のうちホテル、旅館、下宿、共同住宅及び寄宿舍以外のもの	1,500平方メートル
ホテル又は旅館	1,000平方メートル
前2項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの	1,500平方メートル

別表第8（第29条関係）

図 書	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途
排煙設備等の機械及び器具の位置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び各室の用途 (3) 機械及び器具の種別及び位置 (4) 分電盤、配線図及び系統図